

## 東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準

### 第1 目的

この基準は、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）第28条本文の規定に基づき、東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和39年東京都規則第130号）第2条に定める局及び所並びに教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、地方労働委員会、収用委員会及び議会局（以下「局等」という。）が施行する工事の請負に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

### 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者等 契約担当者及び財務局長をいう。
- (2) 競争入札参加有資格者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、知事が工事の種類及び金額に応じて定めた指名競争入札の参加者の資格を有する者をいう。
- (3) 等級、順位、事業協同組合 当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定するものをいう。
- (4) 発注標準金額 当該年度の競争入札参加者の資格に関する公示に規定する等級に対応する金額をいう。
- (5) 等級格付工事 等級に区分する工事をいう。
- (6) 順位格付工事 等級格付工事以外の工事をいう。
- (7) 発注工事 局等が発注しようとする工事をいう。
- (8) 既発注工事 局等が既に発注した工事をいう。
- (9) 当該等級 発注工事の予定価格に対応する等級をいう。

### 第3 指名の判断事項

契約担当者等は、競争入札参加有資格者につき、次の各号を調査の上、第4により指名を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 局等における指名及び受注の状況
- (3) 官公庁工事の実績の有無
- (4) 既発注工事の施行成績
- (5) 発注工事に対する地理的条件（営業所の所在地等）
- (6) 発注工事施行についての技術的適性

- (7) 発注工事の内容に適した專業性
- (8) 施工中の既発注工事の進ちょく状況

#### 第4 指名方法

- 1 指名する場合の一般的基準は、次のとおりとする。
  - (1) 等級格付工事においては、当該等級に属する者のうちから指名する。
  - (2) 順位格付工事においては、発注工事の予定価格に応じて、順位がおおむね上位、中位又は下位にある者のうちから指名する。
- 2 1により指名する場合には、次の各号の一に該当する者を、他の者に優先して指名することができる。
  - (1) 発注工事の施行場所付近に営業所を有する者
  - (2) 発注工事と同種の工事を專業とする者
  - (3) 既発注工事の施行成績が優秀な者
  - (4) 発注工事が道路舗装工事、河川工事、水道施設工事、下水道施設工事、一般土木工事、シールド工事又は推進工事であつて、次の一の工事が発注工事と同一業種でかつ関連する場合における同工事の施行者（最近3年間における施行済の既発注工事の施行成績が不良である者を除く。）
    - ア 最近3年間における施行済の既発注工事
    - イ 施行中の既発注工事、他官公庁工事及び民間工事

#### 第5 直近上位又は直近下位の等級に属する者の指名

- 1 契約担当者等は、特に必要があるときは、第4の1の定めにかかわらず、2または3に定めるところにより、指名しようとする者の総数の2分の1を超えない範囲内において、当該等級の直近上位又は直近下位の等級に属する者のうちから指名することができる。
- 2 当該等級の直近上位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 第4の2の各号の一に該当する者であるとき。
  - (2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の上限に近い工事であるとき。
- 3 当該等級の直近下位の等級に属する者を指名することができる場合は、次のとおりとする。
  - (1) 第4の2の各号の一に該当する者であるとき。
  - (2) 発注工事の予定価格が、当該等級に対応する発注標準金額の下限に近い工事であるとき。

## 第6 直近上位以上の等級に属する者の指名

契約担当者等は、次の各号の一に該当する場合は、当該等級の直近上位以上の等級に属する者を指名することができる。

- (1) 発注工事が特に緊急を要する工事であるとき。
- (2) 発注工事が高度の技術を要する工事又は施行上相当困難を伴う工事であるとき。
- (3) 発注工事が島しょにおいて行われる工事であるとき。

## 第7 指名の制限

契約担当者等は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。

- (1) 不誠実な行為がある者
  - ア 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号財務局長決定)に基づく指名停止期間中であるなど指名から除外する期間中である者
  - イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号財務局長決定)第5条第1項に基づく排除措置期間中である者
  - ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者
  - エ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者
  - オ アからエまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 同時期に別の発注工事に指名を予定している者。ただし、同時期の発注工事数に比して指名することのできる者の数が少ない場合はこの限りでない。
- (4) 同一の発注工事において、事業協同組合を指名した場合の当該組合の組合員
- (5) 第5の3により指名する場合において、発注工事の予定価格に対して、官公庁発注の最高完成工事(競争入札参加有資格者について認められているものをいう。以下同じ。)の金額が3分の1又は民間発注の最高完成工事の金額が3分の2に達しない者。ただし、発注工事が島しょにおいて行われる工事であるときはこの限りでない。
- (6) 局等が事前に発注工事に応じて公表する条件を満たさない者
- (7) 前各号のほか、第3の各号を調査した結果、指名することが不適切と認められる者

## 第8 指名業者数

予定価格が500万円以上の工事請負に係る指名競争入札においては、この基準による指名が可能な者を10者指名するものとする。ただし、発注工事が(3)に該当する場合は10者を超え、(1)、(2)及び(4)に該当する場合は10者未満とすることができる。

- (1) 高度の技術を要する工事
- (2) 島しょにおいて行われる工事
- (3) 発注機会が極めて少ない工事
- (4) 前各号のほか、工事の性質又は目的により10者を指名することができない工事

附 則

この基準は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年11月15日から施行する。

東京都工事請負指名競争入札参加者指名基準（平成6年9月30日付6財経総第754号） 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1から第6まで（現行のとおり）</p> <p>第7 指名の制限</p> <p>契約担当者等は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。</p> <p>(1) 不誠実な行為がある者</p> <p>ア（現行のとおり）</p> <p><u>イ 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号財務局長決定）第5条第1項に基づく排除措置期間中である者</u></p> <p>ウ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者</p> <p>エ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者</p> <p>オ <u>アからエまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者</u></p> <p>(2)から(7)まで（現行のとおり）</p> <p>第8（現行のとおり）</p>	<p>第1から第6まで（略）</p> <p>第7 指名の制限</p> <p>契約担当者等は、次の各号の一に該当する者を指名することができない。</p> <p>(1) 不誠実な行為がある者</p> <p>ア（略）</p> <p><u>イ 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置要求に従わないこと等請負契約の履行が不誠実である者</u></p> <p>ウ 東京都発注の工事請負契約につき、関係行政機関等からの情報により下請契約関係が不適切であることが明確である者</p> <p>エ. <u>アからウまでに掲げるもののほか、不誠実な行為がある者</u></p> <p>(2)から(7)まで（略）</p> <p>第8（略）</p>